

平成20年8月22日
国土交通省道路局
道路交通管理課

「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正に係る意見募集について

道路法（以下「法」という。）第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対しては、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）等に基づき、各道路管理者は指導取締りに努めているところです。

これまで指導取締基地において指導取締りを定期的実施するとともに、違反車両の指導取締りを強化するため車両重量自動計測装置の整備を進めてきたところですが、今般、一層の特殊車両通行許可制度の遵守徹底を図り、もって道路の構造を保全し、交通の危険を防止する観点から、「特殊車両の通行に関する指導取締要領」について次の改正を行うことを検討しています。

「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正

1. 車両重量自動計測装置の計測結果に基づく指導警告の実施
2. 特殊車両通行許可の取消し基準の改正

つきましては、広く国民の皆様から、本改正に対するご意見を以下の要領で募集します。いただいたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の対応はいたしかねますので、予めその旨ご了解願います。

問い合わせ先

国土交通省 道路局 道路交通管理課 森川、高口、小笠原
電話 03-5253-8111（代表）
内線 37425、37433、37432

< 意見公募要領 >

1. 意見募集対象

「車両の通行の制限について」(昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達)別添2「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正(別紙参照)

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

(1) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1617

国土交通省 道路局 道路交通管理課 パブリックコメント担当あて
ファクシミリでのご意見の送付の場合は、別添をご参照下さい。

(2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 道路局 道路交通管理課 パブリックコメント担当あて
郵送でのご意見の送付の場合は、別添をご参照下さい。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：g_ROB_DKK@mlit.go.jp

電子メールの件名を「特殊車両の通行に関する指導取締要領(案)に対する意見」として下さい。

電子メールの内容は、テキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成20年8月22日から平成20年9月22日まで(※必着)

4. 注意事項

いただいたご意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)